

2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、平成十六年度以降の期末手当に関する改正規定については、平成十六年四月一日から施行することとした。

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第五十九号）

1 知事等の期末手当の支給割合との権衡を考慮し、教育長の受ける期末手当について、平成十五年十二月に支給する期末手当の支給割合を百分の百六十に、平成十六年度以降に支給する期末手当の支給割合を六月支給時は百分の百六十に、十二月支給時は百分の百七十にそれぞれ改めることとした。

2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、平成十六年度以降の期末手当に関する改正規定については、平成十六年四月一日から施行することとした。

条例

香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和五十九年香川県条例第十三号）

の一部を次のように改正する。

第四条中、「百分の百七十」を、「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十

十」に改める。

第二条 香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」

に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第五十六号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「の規定に基づき」を「並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十

一年法律第百六十二号）第四十二条の規定に基づき」に改める。

第七条の三第一項第一号中「三十一万四千四百円」を「三十七万七千九百円」に改め、同項第二号中

「五万八百円」を「五万二千円」に改める。

第八条第三項中「一万四千円」を「一万三千五百円」に改める。

第十四条の五第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百五十」を「百分

の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「を」を「

百分の百四十五」とあり、及び「に」、「及び」に、「百分の百二十五」に、「百分の八

十」を「百分の六十五」に改める。

附則第二項中「期限付で又は」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員以外の職員	1		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2		134,400	170,700	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000	
	3		138,800	177,400	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200	
	4		143,300	184,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500	
	5		148,500	190,200	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800	
	6		154,300	195,500	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700	
	7		160,200	200,700	221,100	269,300	279,400	301,600	310,900	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	8		166,500	205,800	229,000	277,600	288,000	310,900	320,200	343,300	367,300	400,500	440,500	500,500
	9		171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	338,700	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10		174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	348,000	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11		177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	357,200	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12		180,300	223,700	266,400	308,600	328,500	357,900	366,100	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13		182,800	228,000	271,400	315,600	335,900	366,100	374,800	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14		184,800	231,200	276,500	322,400	343,100	374,800	382,300	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15		186,800	234,100	281,000	328,400	348,600	382,300	387,800	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16		188,400	237,200	285,000	334,000	353,300	387,800	392,800	405,200	432,500	478,500	515,300	
	17			240,100	288,700	337,600	357,300	392,800	396,200	409,400	436,300	482,800		
	18			243,000	294,200	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900	488,900		
	19			244,800	296,100	298,100	346,300	368,800	403,100	420,100	447,500			
	20				298,100	300,000	348,500	366,300	406,500	423,600	451,100			
	21				300,000	302,000	350,800	368,800	409,900	427,100				
	22				300,000	305,700	353,200	371,300	413,300					
	23				300,000	307,600	355,200	373,800	416,700					
	24				303,900	309,600	357,600	376,400						
	25				305,700	311,500	359,800	381,600						
	26				307,600	313,400	362,100							
	27				309,600	315,300	364,300							
	28				311,500	317,100								
	29				313,400									
	30				315,300									
	31				317,100									
	32													
再任用職員			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第16条の3及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号	給料月額															
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級						
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	2	156,700	172,100	198,500	231,000	267,000	286,400	306,100	327,100	357,500	392,000						
	3	163,300	179,300	206,600	238,900	276,000	295,800	315,900	337,200	367,700	403,900						
	4	170,400	188,400	214,700	247,600	285,200	305,200	325,900	347,300	377,800	415,800						
	5	177,400	198,300	222,000	256,600	294,300	314,900	336,000	357,500	387,800	426,900						
	6	185,900	205,700	229,400	265,700	303,500	324,900	346,000	367,700	397,800	437,400						
	7	195,600	213,100	236,700	274,600	312,400	334,900	355,900	377,800	407,500	446,900						
	8	203,000	220,200	244,100	292,800	329,900	354,700	375,500	397,400	426,800	465,100						
	9	210,300	226,900	252,200	301,900	338,600	364,300	385,100	407,000	436,300	474,100						
	10	217,400	234,000	260,100	310,200	347,200	373,700	394,700	416,500	445,500	482,400						
	再任用職員	11	224,100	241,700	268,100	318,500	355,200	383,100	404,200	426,000	454,000	490,900					
		12	231,200	248,600	276,100	326,700	363,100	392,600	413,700	435,400	462,200	499,400					
		13	238,600	256,400	284,100	334,900	370,800	401,900	423,100	444,200	478,500	508,000					
		14	245,500	264,300	291,800	342,900	378,500	411,300	432,800	452,200	478,700	515,300					
		15	253,300	272,100	299,500	349,900	386,100	419,900	436,200	459,500	486,700	519,500					
		16	261,200	279,800	307,600	357,300	393,000	425,500	441,600	465,800	490,700						
		17	268,500	286,900	315,800	364,800	400,000	431,000	445,900	469,800	494,700						
		18	275,300	293,900	324,000	372,400	405,700	435,200	450,100	473,700	497,700						
		19	281,600	300,700	331,900	380,000	411,100	438,700	453,600	477,700	499,600						
		20	288,100	307,300	338,900	387,100	414,700	441,900	457,000	481,400	503,700						
		21	294,500	314,000	346,300	394,000	417,700	445,300	460,300	485,000							
		22	300,500	320,400	354,000	399,700	420,700	448,700	463,800								
	23	306,800	326,600	361,600	405,500	423,700	452,000										
	24	312,700	333,000	369,200	409,000	426,900	455,400										
	25	318,300	339,400	376,200	412,000	429,700											
	26	324,100	345,800	383,100	414,900	432,700											
	27	329,700	351,800	389,000	417,900												
	28	334,600	357,200	394,800	421,100												
	29	338,200	361,900	398,300	423,900												
	30	341,800	366,300	401,300	426,700												
	31	345,600	370,800	404,200													
	32	349,400	373,300	407,100													
	33	351,700	375,900	410,300													
	34		378,400	413,100													
	35		381,000	415,800													
	36		383,500														
再任用職員		242,900	253,100	262,200	276,400	304,700	324,700	341,400	362,200	388,900	420,600						

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	医療職給料表(一)			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円
	2	235,900	295,800	347,000	425,700
	3	245,800	311,900	363,600	438,500
	4	261,000	328,200	380,300	450,500
	5	276,900	344,600	396,900	462,300
	6	292,700	361,000	409,400	473,600
	7	307,600	377,500	422,200	484,900
	8	323,100	394,100	434,700	495,600
	9	337,800	406,600	446,700	506,000
	10	350,700	418,000	458,200	516,100
	11	363,400	428,600	469,000	525,700
	12	375,800	447,200	479,800	535,400
	13	385,000	456,100	490,100	544,300
	14	393,800	464,800	499,800	552,900
	15	401,000	473,500	509,500	561,500
	16	405,200	482,000	517,800	569,800
	17	412,700	488,000	526,200	578,200
	18		492,900	534,600	586,000
	19		497,000	541,200	592,500
	20		500,300	547,700	597,700
	21		503,800	552,400	602,300
	22		507,300	557,000	
	23		510,700	561,600	
	24		514,100	565,700	
再任用職員		294,700	346,500	397,800	465,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	研究職給料表				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円
	2	134,500	183,500	255,100	296,700	340,400
	3	138,900	193,300	268,300	310,500	352,500
	4	144,000	202,400	281,700	324,300	364,800
	5	150,300	211,500	294,900	338,200	377,100
	6	157,800	221,000	308,300	348,900	389,000
	7	166,300	232,500	322,000	358,700	401,600
	8	175,300	243,800	335,600	368,300	414,400
	9	183,600	255,100	345,600	377,900	427,900
	10	190,900	264,900	354,900	387,200	441,100
	11	198,300	275,100	363,400	396,300	454,100
	12	206,000	285,000	371,000	405,200	467,000
	13	213,700	292,200	377,800	413,900	479,400
	14	221,500	298,900	384,200	422,400	491,600
	15	229,700	305,600	390,300	430,700	503,300
	16	238,000	312,200	396,300	438,300	514,800
	17	244,300	318,800	402,200	445,800	526,100
	18	250,400	325,500	407,300	453,200	537,700
	19	256,500	331,900	411,600	460,500	548,100
	20	262,400	338,200	416,000	467,000	555,900
	21	267,800	344,500	420,000	473,700	562,800
	22	273,100	349,300	423,900	478,700	568,700
	23	278,200	353,400	427,700	483,200	573,900
	24	283,200	356,200	431,500	487,000	
	25	287,900	359,000	434,900		
	26	291,700	361,800	438,200		
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任用職員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号	給		給		給		給		給	
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級		
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 -	円 -	円 205,400	円 228,600	円 265,200	円 306,800	円 342,100	円 405,600		
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600	417,600		
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300	429,600		
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900	441,600		
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200	453,500		
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700	465,400		
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400	477,200		
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000	489,300		
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200	501,700		
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200	514,200		
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700	521,800		
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600	528,900		
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900	535,500		
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300	542,100		
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900	547,400		
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000	551,700		
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100			
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900				
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500				
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100				
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100					
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500					
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900					
	24		295,700	354,400	378,000						
	25		297,500	356,700	380,400						
	26		299,200	358,700	382,900						
	27		301,100	360,800	362,900						
	28		302,800		365,100						
	29				367,300						
	30										
再任 用職 員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300	438,100		

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ、医療職給料表(ロ)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	152,000	178,900	220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
	2	157,600	187,300	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
	3	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
	4	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
	5	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
	6	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
	7	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
	8	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
	9	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
	10	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
	11	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
	12	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
	13	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
	14	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
	15	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
	16	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
	17	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
	18	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
	19	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	511,600
	20	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	514,800
	21	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
	22	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
	23	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
	24	283,900	336,800	378,600	398,900			
	25	288,000	340,700	381,900	402,200			
	26	291,500	344,000	384,900	405,100			
	27	294,600	347,000	387,700	407,500			
	28	297,100	349,700	390,500				
	29	299,200	351,800	393,200				
	30	301,000	353,800	395,500				
	31	302,900	355,700					
	32	304,800	357,600					
	33	306,700	359,700					
	34	308,600	361,800					
	35	310,500	364,000					
	36	312,300	366,300					
	37	314,400	368,500					
	38	316,300						
	39	318,400						
	40	320,200						
	41							
再任 用職 員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

短期大学教育職給料表

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1		円	円	円	円	円
	2		160,800	202,800	252,700	285,600	365,900
	3		168,700	211,600	265,600	300,500	381,000
	4		178,800	220,500	278,300	315,700	393,400
	5		189,600	230,000	292,000	330,600	405,600
	6		197,300	239,400	305,900	345,800	417,600
	7		204,600	251,900	319,600	360,700	429,300
	8		212,300	264,200	332,800	375,700	440,800
	9		220,600	276,600	346,200	386,600	452,300
	10		229,900	288,000	359,100	397,000	463,500
	11		237,500	300,000	368,900	406,600	474,700
	12		246,100	311,800	378,900	415,600	486,100
	13		254,000	319,700	388,400	424,200	497,300
	14		261,900	326,600	397,100	432,600	508,500
	15		269,300	333,200	405,500	440,200	519,700
	16		276,500	339,700	413,100	447,600	530,000
	17		283,200	346,200	420,500	454,700	539,200
	18		289,600	352,000	427,600	460,900	548,300
	19		295,900	357,700	434,700	466,500	557,200
	20		301,900	363,300	440,500	472,000	566,100
	21		307,600	368,800	445,400	477,400	574,300
	22		312,500	374,300	449,800	482,700	580,600
	23		317,000	378,900	452,900	487,900	585,600
	24		321,400	382,800	456,000	493,000	589,200
	25		324,900	385,700	458,900	497,000	
	26		328,000	388,400	462,000	500,300	
	27		331,000	391,300	465,000	503,600	
	28		333,700	394,000	468,100		
	29		335,900	396,800	471,100		
	30		337,900	399,400			
	31		340,000	402,200			
	32		342,000	405,000			
	33		344,000	407,900			
	34		346,000	410,700			
	35		348,000				
	36		350,100				
	37		352,200				
	38		354,400				
再任用職員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800	

備考 この表は、短期大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十四条の五第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十一」に、「百分の百一十五」を「百分の百四十四」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百一十五」を「百分の八十五」に、「百分の百一十五」を「百分の百二十一」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日が月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受けける期間に連算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれを受けけることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成十五年十二月に支給する期末手当(第二号を除き、以下「期末手当」という。)の額は、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十四条の五第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで若しくは第十六条の二第二項から第三項まで若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年香川県条例第五号)第四条第一項又は職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成十三年香川県条例第四十七号)第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあつては、第一号に掲げる額。以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

1 平成十五年四月一日(同月一日から同年十一月一日までの間に新たに職員となつた者(同四年一月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。))にあつては、新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員の給与に関する条例第十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及び特勤手当(同条例第十一条の三の規定による手当を含む。)並びにへき地手当等に関する条例(昭和四十六年香川県条例第十六号)第四条に規定するへき地手当(同条例第五条第一項又は第六条第一項の規定による手当を含む。)の月額合計額に百分の一・〇八を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数

(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤続手当の合計額に百分の一・〇八を乗じて得た額

三 平成十五年四月一日から同年十一月一日までの間において公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び公立学校職員給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額」とする。

(人事委員会規則への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十八日

香川県知事 眞鍋武紀

香川県条例第五十七号

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例(昭和三十六年香川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百七十」を「百分の百八十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第六条第三項第一号中「百分の七十」を「百分の六十六」に改め、同項第二号中「百分の五十分の百六十」に改める。

第六條第三項第一号中「百分の七十」を「百分の六十六」に改め、同項第二号中「百分の五十分の四十七」に改め、同項第三号中「百分の三十八」を「百分の三十五」に改める。

附則第五項を次のように改める。

(期末手当に関する特別措置)

5 平成十五年十一月に支給する期末手当については、第四条の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第五十六号)附則第四項の規定は、適用しない。

第二条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十八号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和十九年香川県条例第八号）の一部を次のように改

正する。

第二十条第三項中「一万四千円」を「一万三千五百円」に改める。

第二十四条の三第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百五十」を「百

分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「を」

「百分の百四十五」とあり、及び」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に、「百分の

八十」を「百分の六十五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円
	2	147,400	162,900	270,000	400,100
	3	153,600	171,200	283,600	408,800
	4	160,800	180,200	297,400	417,200
	5	168,700	191,100	311,100	425,600
	6	177,700	198,000	324,600	433,900
	7	187,700	198,000	337,800	441,600
	8	194,300	205,000	347,900	449,200
	9	200,900	212,400	358,000	456,400
	10	207,500	220,300	368,300	463,300
	11	214,200	228,800	377,000	470,000
	12	221,100	231,300	385,400	476,900
	13	228,400	254,400	393,400	484,000
	14	235,600	266,700	401,200	490,400
	15	242,600	279,400	408,700	495,600
	16	249,700	306,100	416,100	499,500
	17	256,200	319,500	423,300	
	18	262,600	332,100	430,000	
	19	269,100	332,100	436,600	
	20	274,900	342,000	443,100	
	21	280,200	351,800	448,900	
	22	285,100	370,000	454,300	
	23	289,800	378,200	458,900	
	24	293,300	385,800	463,100	
	25	297,300	392,600	466,800	
	26	300,600	398,900	469,900	
	27	303,900	404,600	472,700	
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任用職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する職員(高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。)に適用する。
 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円
	2	147,400	191,100	311,100	404,900
	3	153,600	198,000	324,600	414,900
	4	160,800	205,000	337,800	424,300
	5	168,700	212,400	347,900	433,700
	6	177,700	220,300	358,000	443,100
	7	187,700	220,300	368,300	452,000
	8	194,300	231,300	378,300	460,800
	9	201,000	242,800	387,700	469,200
	10	207,700	254,400	397,200	478,200
	11	214,800	266,700	406,100	487,100
	12	222,100	279,400	414,900	497,000
	13	229,500	292,500	423,500	506,100
	14	238,000	306,100	431,700	514,500
	15	245,900	319,500	439,400	521,800
	16	253,800	332,100	446,800	526,200
	17	261,600	342,000	454,200	
	18	269,900	351,900	462,200	
	19	276,900	361,900	470,200	
	20	283,700	371,300	478,100	
	21	290,300	380,600	485,900	
	22	296,400	389,500	493,700	
	23	302,400	397,400	499,500	
	24	308,300	404,500	504,500	
	25	314,100	411,700		
	26	319,900	418,400		
	27	325,300	424,700		
	28	330,700	430,100		
	29	335,700	435,300		
	30	339,400	440,100		
	31	342,400	444,400		
	32	345,200	448,700		
	33	348,000	452,900		
	34	350,000	455,700		
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
	40	361,400			
再任用職員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考(一) この表は、高等学校、専門学校、専門学校及び養護学校に勤務する職員並びに高等学校に勤務する職員で当該中学校に勤務するもの(当該中学校に勤務する職員)に適用する。
 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十一」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十一」に、「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十一」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の八十五」を「百分の百一十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額額の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受け取る期間に通算されることとなる期間は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成十五年十二月に支給する期末手当（第二号を除き、以下「期末手当」という。）の額は、第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第二十四条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十九条第一項、第二項若しくは第五項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年香川県条例第五号）第四条第一項又は職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成十三年香川県条例第四十七号）第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

1 平成十五年四月一日（同月一日から同年十一月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日）において職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（公立学校職員の給与に関する条例第二十一条の四第二項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を除く。）及び特地利勤務手当（同条例第二十三条の三の規定による手当を含む。）、へき地手当等に関する条例（昭和四十六年香川県条例第十六号）第四条に規定するへき地手当（同条例第五条

第一項又は第六条第一項の規定による手当を含む。)並びに義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年香川県条例第二十五号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額(合計額に百分の一・〇八を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

一 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤続手当の合計額に百分の一・〇八を乗じて得た額

5 平成十五年四月一日から同年十一月一日までの間において職員の給与に関する条例(昭和二十六年香川県条例第五号)の適用を受ける者その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び職員の給与に関する条例(昭和二十六年香川県条例第五号)の適用を受ける者その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額」とし、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額」とし、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額」とする。

(教育委員会規則への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

る。

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

平成十五年十二月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十九号

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例(昭和四十年香川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百七十」を「百分の百八十八」に改める。

附則第五項を次のように改める。

5 平成十五年十一月に支給する期末手当については、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第五十六号)附則第五項(期末手当に関する特別措置)の規定は、適用しない。

第一条 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十八」に、「百分の百六十八」を「百分の百七十」に改める。

平成十五年十二月二十八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

十」に改める。
附 則

この条例は、公布の日属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。